

平成 年分収支内訳書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》

整理番号		氏名	
診療科目	診療日数	科	住所
1. 収入金額の内訳			
診療件数	診療実日数	収入金額	診療報酬窓口収入金額
① 一般社会保険			
② 高年齢者医療確保法			
③ 生活保護法			
④ 精神保健福祉法			
小計			
⑤ 国民健康保険法			
⑥ 介護保険法			
⑦ 労働者災害補償保険法			
⑧ 公務員健康保険法			
⑨ 自動車損害賠償責任保険法			
⑩ その他			
小計			
⑪ ①+②+③+④			
⑫ 一般の自由診療			
⑬ 労働者災害補償保険診療			
⑭ 公務員健康保険診療			
⑮ 自動車損害賠償責任保険診療			
⑯ その他			
小計			
⑰ ⑫+⑬+⑭+⑮+⑯			
⑱ 自由診療の収入等 (収入は下の欄に書きます。)			
収入			

2. 自由診療割合の計算

この計算は、租税特別措置法第26条の規定の適用に当たり、自由診療収入にかかる所得計算を行う際に、自由診療と社会保険診療のいずれに係る経費であるが明らかでない経費を合理的に区分するために自由診療割合を算出するものです。

自由診療割合は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法により算出してください。

(1) 診療実日数による割合

$$\frac{\text{自由診療実日数(Ⅱ)}}{\text{診療実日数(Ⅰ+Ⅱ)}} \times 100 = \text{％}$$

(2) 収入による割合

$$\frac{\text{自由診療収入(Ⅱ)}}{\text{診療収入(Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ)}} \times 100 = \text{％}$$

改 正 後

平成 年分収支内訳書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》

整理番号		氏名	
診療科目	診療日数	科	住所
1. 収入金額の内訳			
診療件数	診療実日数	収入金額	診療報酬窓口収入金額
① 一般社会保険			
② 高年齢者医療確保法			
③ 生活保護法			
④ 精神保健福祉法			
小計			
⑤ 国民健康保険法			
⑥ 介護保険法			
⑦ 労働者災害補償保険法			
⑧ 公務員健康保険法			
⑨ 自動車損害賠償責任保険法			
⑩ その他			
小計			
⑪ ①+②+③+④			
⑫ 一般の自由診療			
⑬ 労働者災害補償保険診療			
⑭ 公務員健康保険診療			
⑮ 自動車損害賠償責任保険診療			
⑯ その他			
小計			
⑰ ⑫+⑬+⑭+⑮+⑯			
⑱ 自由診療の収入等 (収入は下の欄に書きます。)			
収入			

2. 自由診療割合の計算

この計算は、租税特別措置法第26条の規定の適用に当たり、自由診療収入にかかる所得計算を行う際に、自由診療と社会保険診療のいずれにかかると判断される経費であるが明らかでない経費を合理的に区分するために自由診療割合を算出するものです。

自由診療割合は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法により算出してください。

(1) 診療実日数による割合

$$\frac{\text{自由診療実日数(Ⅱ)}}{\text{診療実日数(Ⅰ+Ⅱ)}} \times 100 = \text{％}$$

(2) 収入による割合

$$\frac{\text{自由診療収入(Ⅱ)}}{\text{診療収入(Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ)}} \times 100 = \text{％}$$

改 正 前

3. 必要経費の内訳

(1) 自由診療分

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{療養及び診療の報酬} \\ (\text{仮定内訳書(一般形)の※+※+※}) \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{自己診療分と社会保険} \\ \text{診療分との差額に区分} \\ \text{できる診療の報酬} \end{array} \right\} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{自己診療分} \\ \text{(仮定の※又は※)} \end{array} \right\} + \left\{ \begin{array}{l} \text{その余のうち自己診} \\ \text{療分にある療養の} \\ \text{報酬} \end{array} \right\} = \left\{ \begin{array}{l} \text{自己診療分と療養} \\ \text{及び療養の合計額} \end{array} \right\} \text{円}$$

(注) ※の欄には、単独診療のようにすべての病人に算入される療費であるか、又は区分が明らかでない療費の額を記載します。

(2) 保険診療分

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{療養及び診療の報酬} \\ (\text{仮定内訳書(一般形)の※+※+※}) \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{自己診療分と社会保険} \\ \text{診療分との差額に区分} \\ \text{できる療養の報酬} \end{array} \right\} = \left\{ \begin{array}{l} \text{社会保険診療分と療養} \\ \text{及び療養の合計額} \end{array} \right\} \text{円}$$

(3) 租税特別措置法第26条の規定による社会保険診療分の経費の額

その清算表から社会保険診療報酬の金額に於ける利率及び加算額を次の算式に当てはめて計算してください。

【計算表】

社会保険診療報酬		清算表の金額	
区分	金額	区分	金額
2,500万円以下	75%	—	円
2,500万円超 3,000万円以下	70%	—	円
3,000万円超 4,000万円以下	65%	—	円
4,000万円超 5,000万円以下	57%	—	円

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{社会保険診療報酬} \\ (\text{仮定の※+※}) \end{array} \right\} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{清算率} \\ \text{(※)} \end{array} \right\} + \left\{ \begin{array}{l} \text{清算率の} \\ \text{超過による加算額の金額} \end{array} \right\} = \left\{ \begin{array}{l} \text{租税特別措置法第26条の} \\ \text{規定による加算額の金額} \end{array} \right\} \text{円}$$

(4) 社会保険診療分の経費と租税特別措置法第26条による金額との差額

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{租税特別措置法第26条の規定に} \\ \text{よる必要経費の金額 (Cの金額)} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{社会保険診療分の療養及び療養の} \\ \text{合計額 (Bの金額)} \end{array} \right\} = \left\{ \begin{array}{l} \text{差額} \\ \text{(Dの金額)} \end{array} \right\} \text{円}$$

(注) Bの金額を「仮定内訳書(一般形)11ページの「所得金額B」欄の下の余白に「社会保険診療○○円」と記載し、その金額を控除して所得金額を計算し、記載してください。併せて、申告書第二表の「C(特別措置法第26条)」欄に「租税特別措置法第26条」と記入してください。

3. 必要経費の内訳

(1) 自由診療分

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{療養及び診療の報酬} \\ (\text{仮定内訳書(一般形)の※+※+※}) \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{自己診療分と社会保険} \\ \text{診療分との差額に区分} \\ \text{できる療養の報酬} \end{array} \right\} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{自己診療分} \\ \text{(仮定の※又は※)} \end{array} \right\} + \left\{ \begin{array}{l} \text{その余のうち自己診} \\ \text{療分にある療養の} \\ \text{報酬} \end{array} \right\} = \left\{ \begin{array}{l} \text{自己診療分と療養} \\ \text{及び療養の合計額} \end{array} \right\} \text{円}$$

(注) ※の欄には、単独診療のようにすべての病人に算入される療費であるか、又は区分が明らかでない療費の額を記載します。

(2) 保険診療分

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{療養及び診療の報酬} \\ (\text{仮定内訳書(一般形)の※+※+※}) \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{自己診療分と社会保険} \\ \text{診療分との差額に区分} \\ \text{できる療養の報酬} \end{array} \right\} = \left\{ \begin{array}{l} \text{社会保険診療分と療養} \\ \text{及び療養の合計額} \end{array} \right\} \text{円}$$

(3) 租税特別措置法第26条の規定による社会保険診療分の経費の額

その清算表から社会保険診療報酬の金額に於ける利率及び加算額を次の算式に当てはめて計算してください。

【計算表】

社会保険診療報酬		清算表の金額	
区分	金額	区分	金額
2,500万円以下	75%	—	円
2,500万円超 3,000万円以下	70%	—	円
3,000万円超 4,000万円以下	65%	—	円
4,000万円超 5,000万円以下	57%	—	円

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{社会保険診療報酬} \\ (\text{仮定の※+※}) \end{array} \right\} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{清算率} \\ \text{(※)} \end{array} \right\} + \left\{ \begin{array}{l} \text{清算率の} \\ \text{超過による加算額の金額} \end{array} \right\} = \left\{ \begin{array}{l} \text{租税特別措置法第26条の} \\ \text{規定による必要経費の金額} \end{array} \right\} \text{円}$$

(4) 社会保険診療分の経費と租税特別措置法第26条による金額との差額

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{租税特別措置法第26条の規定に} \\ \text{よる必要経費の金額 (Cの金額)} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{社会保険診療分の療養及び療養の} \\ \text{合計額 (Bの金額)} \end{array} \right\} = \left\{ \begin{array}{l} \text{差額} \\ \text{(Dの金額)} \end{array} \right\} \text{円}$$

(注) Bの金額を「仮定内訳書(一般形)11ページの「所得金額B」欄の下の余白に「社会保険診療○○円」と記載し、その金額を控除して所得金額を計算し、記載してください。併せて、申告書第二表の「C(特別措置法第26条)」欄に「租税特別措置法第26条」と記入してください。